

## 長浜税務署からのお知らせ

☎ 長浜税務署 個人課税部門  
☎ 62-6144



### ● 所得税・消費税の決算・確定申告説明会

説明会では、青色申告決算書・収支内訳書の作成方法などについても説明します。  
なお、会場では申告書の受付や個別の相談は行いませんので、ご了承ください。

開催日	時間	会場	内容
2月3日(月)	13時 ～16時	勤労者福祉会館 「臨湖」 (長浜市港町4-9)	・給与所得や年金所得者等を中心とした確定申告書A様式の記載方法 ・事業所得、不動産所得や農業所得者等を中心とした確定申告書B様式の記載方法 ・消費税等の確定申告書の記載方法

### ● サラリーマンや年金受給者のための還付申告

確定申告期間前に年金受給者、給与所得者の医療費控除、住宅借入金等特別控除および中途退職についての還付申告会場を開設します。

開催日	受付時間	会場
2月4日(火)・5日(水)	9時30分～11時30分 13時～15時30分	米原公民館(米原市下多良三丁目3)
2月6日(木)・7日(金)		長浜市民交流センター(長浜市地福寺町4-36)
2月10日(月)		長浜市役所湖北支所(長浜市湖北町速水2745)
2月12日(水)		長浜市役所浅井支所(長浜市内保町2490-1)
2月14日(金)		山東公民館(米原市長岡3127)

\*各会場では、パソコンを利用した申告書の作成を推進しています。

\*各会場とも、相続税、贈与税、土地・建物・株式等の譲渡所得の相談は行いません。

\*電話でのお問い合わせは、長浜税務署に電話していただいた後、アナウンスに従い電話機を操作してください。

### 年金 所得者の みなさんへ

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告をする必要はありません。

- この要件に該当する場合でも、所得税の還付を受けるための申告書を提出することができます。
- 所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要です。

### 今月の表紙

#### 干支飾りを作ろう！！

12月14日(土)米原公民館でこども体験教室「干支飾りを作ろう」が行われ、17人の子どもたちが参加しました。

今年の干支「馬」の見本を見ながらそれぞれに描き、色紙に貼り付け、お手製の枠にセットして出来上がり。

細かな作業がありながらも、友達同士が助け合い楽しそうに作っていました。「お家に飾りたい！」と自慢の干支飾りを満足そうに見つめていました。



### 「障がい者控除」対象者認定について

介護保険の要支援・要介護認定を受けておられる等で、一定の要件を満たしている方や、その方を扶養している人は、確定申告等で障害者控除を受けることができます。

控除を受けるには市が発行する「障がい者控除対象者認定書」が必要となりますので、市役所各庁舎まで申請してください。

#### 認定の基準

- ☞ 介護保険認定調査票の「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅡ、Ⅲ、ⅣまたはMの判定を受けておられること。
- ☞ 身体障害者障害程度等級表に基づく対象者の障がいの程度が、指定医の診断書等により1級から6級のいずれかの判定を受けておられること。
- ☞ 介護保険認定調査票の「障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)」がBまたはCと判定されておられ、かつ6ヶ月以上寝たきり状態であると読み取れること。

☎ 市 社会福祉課(山東庁舎) ☎ 55-8102 FAX 55-8130

## 催し 福祉の職場 ～総合就職フェア～

県内で職員採用予定のある福祉施設を一堂に会し施設職員から直接情報提供し、就職活動を支援します。  
日時▶2月3日(月) 11時30分～16時  
場所▶大津プリンスホテル  
(大津市におの浜4-7-7)

内容▼  
福祉の職場セミナー、職場説明会  
※参加費、事前申込みは不要です。

### 滋賀県社会福祉協議会

☎ 077-567-3925  
FAX 077-567-3928

## 催し びわ湖水鳥観察会 2013 in 彦根

2月2日は世界湿地の日。びわ湖で冬を過ごす水鳥を観察してみませんか。  
日時▶2月2日(日)9時～12時  
場所▶犬上川河口(彦根市)

[集合は、8時50分までに滋賀県立大学(彦根市八坂町2500)北側駐車場]  
参加費▶100円(資料・保険代)  
詳しくはお問い合わせください。

### 快適環境づくりをすすめる会事務局 (彦根市生活環境課内)

☎ 0749-30-6116  
FAX 0749-27-0395

## おしらせ 入札参加資格審査の申請書の受付について

■平成26・27年度の入札参加資格審査申請書を次のとおり受け付けます。

### 米原市

受付種別▼

- ①建設工事、②コンサルタント業務、
- ③物品供給、④庁舎等管理、
- ⑤土木施設維持管理業務

受付期間▼

[市内業者] 2月3日(月)～14日(金)

[準市内業者および市外業者]

2月19日(水)～27日(木)

※いずれも土日祝日を除く

9時～12時/13時～16時

受付方法▶管財課へ直接持参(郵送不可)  
書類配布▶市役所各庁舎および市公式ウェブサイト

<http://www.city.maibara.lg.jp/>

資格の有効期間▶平成26年4月1日から平成28年3月31日までの2年間

### 市 管財課(米原庁舎)

☎ 52-6781 FAX 52-4447

■平成26年度の入札参加資格審査申請書を次のとおり受け付けます。

### 湖北広域行政事務センター

受付種別▶① 建設工事、② 委託業務(設計・測量・コンサルタント・施設維持管理等) ③ 物品(修繕)

受付期間▶1月27日(月)～2月21日(金)  
土日祝日を除く

8時30分～12時/13時～17時15分

受付方法▶総務課へ直接持参または郵送  
書類配布▶ホームページからダウンロードまたは総務課で配布

<http://www.kohoku-kouiki.jp/>

### 湖北広域行政事務センター総務課

☎ 62-7142 FAX 65-0245

### 長浜水道企業団

受付種別▼① 建設工事、② 委託・設計・コンサルタント等、③ 物品調達、④ 小規模業務登録

受付期間▶2月3日(月)～12日(水)  
土日祝日を除く

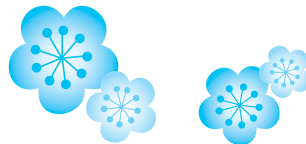
9時～11時30分/13時30分～16時

受付方法▶総務課へ直接持参(郵送不可)  
書類配布▶ホームページからダウンロードまたは総務課で配布(実費によりコピー)

<http://www.eonet.ne.jp/~nagasui/>

### 長浜水道企業団総務課

☎ 62-4101 FAX 63-6819

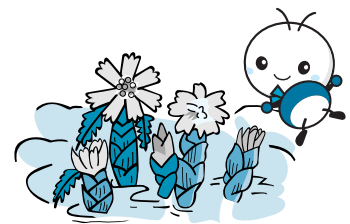


## 弁護士による多重債務者相談(無料)をご利用ください!

収納対策課では、消費者金融等による多重債務によって市税等の納付が思うようにできない方を対象に、弁護士による無料相談を紹介しています。多重債務等の返済でお悩みの方はご相談下さい。法的な解決方法や見通しを聞くだけでもかまいません。ぜひご利用ください。

なお、債務整理によって返還金があった場合には、滞納となっている市税等に優先的に充てていただくこととなりますので、あらかじめご了承ください。

市 収納対策課(近江庁舎) ☎ 52-3189 FAX 52-6930



## ～鉄道を利用して、冬の旅に出よう!～

市 防災危機管理課(近江庁舎) ☎ 52-6630  
FAX 52-6930

車イスをご利用の方がJRを利用されるときにあらかじめ連絡をすると、列車の乗降などでJRの係員にお手伝いをしただけのサービスがあります。この冬は、このサービスを便利に利用して、鉄道の旅をお楽しみください。

### ●JR東海(東海道新幹線米原駅、醒ヶ井駅、近江長岡駅、柏原駅)の場合

<お問い合わせ先>

- ・JR東海エリアの在来線 JR東海テレフォンセンター ☎050-3772-3910  
受付時間: 6時から24時
- ・東海道新幹線(米原駅) 米原駅 ☎0749-52-6189

※利用条件などの詳細は、JR東海のホームページ(<http://jr-central.co.jp/>)をご覧ください。

### ●JR西日本(在来線米原駅、坂田駅)の場合

<お問い合わせ先>

- ・介助に関する連絡 ☎0570-00-8989  
受付時間: 8時から20時(固定電話からは市内通話料でご利用可能)

※利用条件などの詳細は、JR西日本のホームページ(<http://www.westjr.co.jp/>)をご覧ください。

